

防府市水防本部設置運営要綱

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市水防条例（昭和28年防府市条例第37号）第3条第2項第2号の規定に基づき、防府市水防本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(水防長及び水防本部員)

第2条 水防長は、副市長をもって充てる。

2 水防本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、上下水道事業管理者、各部の部長、議会事務局長、消防長及び防災監をもって充てる。

3 水防長が不在のときは、防災監がその職務を代理する。

(本部員会議)

第3条 本部員会議は、水害に関する応急対策の基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、水防長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要のつど水防長が招集する。

4 本部員会議は、防府市役所1号館2階会議室で開催する。

5 災害規模の拡大及び災害の状況によっては、防府市災害対策本部設置運営要綱に基づく災害対策本部体制への移行を検討する。

6 市内全域において災害発生のおそれがあるとき及び気象状況の急変等により、本部員会議を招集する時間がないときは、防災監の判断により災害対策本部体制へ即時に移行するものとし、水防長から水防管理者へ進言する。

(本部の組織及び所掌事務)

第4条 本部に次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 本部統括部
- (2) 総務部
- (3) 地域交流部
- (4) 健康福祉部
- (5) 産業振興部
- (6) 土木都市建設部
- (7) 文教対策部

(8) 消防対策部

(9) 上下水道対策部

- 2 部に部長及び副部長を置く。副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長、副部長、本部の組織及び組織の所掌事務は、別表第1に掲げるところによる。
- 4 水防長は、必要があると認めるときは、前項に定めた所掌事務を臨時に変更し、新たな事務を所掌させることができる。

(配備基準)

第5条 水防長は、次の各号に定めるところにより、本部の設置を指示する。

- (1) 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。
- (2) 土砂災害降雨危険度レベル3が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。
- (3) 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。
- (4) 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想されるとき。
- (5) 高潮による被害が予想されるとき。

(配備人員)

第6条 課長は、別表第1に定める所掌事務を行うために必要な職員を毎年あらかじめ指名しておかなければならない。また、課長は、気象及び雨量の状況等により、配備人員を増加することができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第8条 この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防府市水防計画に定めるところによる。

第9条 この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあったものがこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、各部の運営について必要な事項は、当該部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4、6条関係）

| 部（部長） (副部長) | 班（班長） | 担当課 | 所掌事務 |
|--------------------------------|-----------------------|-------------|--|
| 本部統括部 (防災監) (防災危機管理課長) | 総括班 (防災危機管理課長) | 各部から指名された職員 | 1 本部統括部の総括に関すること。 2 水防本部員会議の運営に関すること。 3 避難勧告等の進言に関すること。 4 県及び防災関係機関（国土交通省、警察、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 5 各部との連絡調整に関すること。 |
| | 情報整理班 (防災危機管理課長補佐) | 防災危機管理課職員 | 1 各種災害情報、気象状況等の収集・整理に関すること。 |
| | 情報発信班 (防災危機管理課係長) | 防災危機管理課職員 | 1 広報車、防災行政無線、その他情報伝達媒体を用いた避難勧告等の市民への伝達に関すること。 |
| | 被害情報班 (政策推進課主管) | 各部から指名された職員 | 1 臨時電話の対応に関すること。 |
| | 広報班 (広報広聴課長) | 広報広聴課 | 1 報道機関の対応に関すること。 2 本部統括部の応援に関すること。 |
| 総務部 (総務部長) (人事課長) | 職員班 (人事課長) | 人事課 | 1 職員の応援動員に関すること。 2 職員の公務災害補償に関すること。 3 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 4 本部統括部の応援に関すること。 |
| | 秘書班 (秘書室長) | 人事課秘書室 | 1 水防管理者及び水防長の秘書に関すること。 2 水防管理者の対外事務の総合的処理に関すること。 |
| | 総務班 (行政管理課長) | 行政管理課 | 1 市有財産等の被害調査及び報告に関すること。 2 公用車等の管理及び配車に関すること。 3 避難場所等の開設・閉鎖、運営の総括に関すること。 4 避難場所等の情報の収集・整理に関すること。 5 避難場所等への食料等の確保・供給に関すること。 6 本部統括部の応援に関すること。 |
| 地域交流部 (地域交流部長) (地域交流部次長) | 出張所班 (地域振興課長) | 地域振興課 | 1 各出張所長及び自治会長との連絡に関すること。 2 管内の災害等の情報収集及び報告に関すること。 3 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 |
| 健康福祉部 (健康福祉部長) (健康福祉部次長) | 要配慮者支援班 (高齢福祉課長) | 高齢福祉課 | 1 所管施設等の被害調査及び報告に関すること。 2 要配慮者の避難及び支援に関すること。 3 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 |
| | | 障害福祉課 | 1 所管施設等の被害調査及び報告に関すること。 2 要配慮者の避難及び支援に関すること。 |
| | 子育て支援班 (子育て支援課長) | 子育て支援課 | 1 所管施設等の被害調査及び報告に関すること。 2 要配慮者の避難及び支援に関すること。 |
| 産業振興部 (産業振興部長) (産業振興部次長) | 農林水産班 (農林漁港整備課長) | 農林水産振興課 | 1 巡視・警戒防御作業に関すること。 2 農業及び水産関係施設の被害調査及び報告に関すること。 3 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 |

| | | | |
|---|-------------------|--|--|
| 同上 | 同上 | 農林漁港整備課 | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関すること。 2 農業、山林及び漁港関係施設の被害状況の調査及び報告に関するこ と。 |
| 土木都市建設部 (土木都市建設部長) (土木都市建設部次長) | 土木調査班 (道路課長) | 道路課・河川 港湾課・都市 計画課・農林 水産振興課・ 農林漁港整備 課・開発建築 指導課から指 名された職員 | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関すること。 2 土木港湾関係施設（道路、橋りょう、河川、都市下水路、都市計画 関係施設等）の被害状況の収集及び報告に関するこ と。 |
| | 道路班 (道路課主幹) | 道路課 | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関すること。 2 部内の庶務及び連絡調整に関するこ と。 3 部内他班の応援協力に関するこ と。 |
| | 河川班 (河川港湾課長) | 河川港湾課 | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関するこ と。 2 水防用資機材の確保及び輸送、払出しに関するこ と。 3 水防計画に関するこ と |
| | 都市整備班 (都市計画課長) | 都市計画課 | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関するこ と。 |
| 文教対策部 (教育長・教 育部長) (教育部次 長) | 教育総務班 (教育総務課長) | 教育総務課 | 1 文教関係施設の被害状況の収集及び報告に関するこ と。 2 部内の庶務及び連絡調整に関するこ と。 |
| | 学校教育班 (学校教育課長) | 学校教育課 | 1 児童生徒の避難措置に関するこ と。 2 避難場所等（学校施設）の運営に関するこ と。 |
| 消防対策部 (消防長) (消防次長) | 消防総務班 (消防総務課長) | 消防総務課 | 1 消防対策部の総括に関するこ と。 2 消防及び水防活動状況の本部への報告・連絡に関するこ と。 3 関係機関との連絡調整に関するこ と。 4 資機材の調達及び配備に関するこ と。 5 水防団に関するこ と。 6 部内他班に属さない事項に関するこ と。 |
| | 通信指令班 (通信指令課長) | 通信指令課 | 1 消防通信の運用及び確保に関するこ と。 2 各種気象状況の収集伝達に関するこ と。 |
| | 消防班 (消防署長) | 消防署 | 1 消防、救急及び救助活動に関するこ と。 2 被災者の避難誘導に関するこ と。 3 被害状況の調査及び伝達に関するこ と。 4 巡視・警戒防ぎよ作業に関するこ と。 |
| | 水防団 | | 1 巡視・警戒防ぎよ作業に関するこ と。 |
| 上下水道 対策部 (上下水道事 業管理者) (上下水道局 次長) | 下水道班 (下水道課長) | 下水道課 | 1 公共下水道（汚水）の被害調査及び応急復旧対策に関するこ と。 2 終末処理場及びポンプ場の被害調査並びに応急復旧対策に関する こ と。 |